

議案第81号	三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
都市計画課	阪神間都市計画地区計画（つつじが丘地区計画）を変更することに伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【改正背景】 つつじが丘地区の沿道利便地区の土地利用に柔軟性を持たせ、急速な高齢化、世帯人員の減少などによって懸念される地域活力の低下に対処し、安全・安心に暮らせる住宅市街地の維持・形成を図るため阪神間都市計画地区計画（つつじが丘地区計画）を変更するに当たり、これの実効性を確保するためのもの。 また、障害者自立支援法の改正に伴い変更された建築物の用途の名称について対処する。</p> <p>【関係法令】 建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の制限の見直し【第3条～第6条 別表第2関係】 ・ つつじが丘地区整備計画区域戸建住宅地区「建築することができる建築物」のうち「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に名称変更する。 ・ 同沿道利便地区「建築することができる建築物」に「戸建住宅」を追加する。 <p>【施行期日】 公布の日</p>